

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

2020年4月（中小企業は2021年4月）から正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されることから、本号では同一労働同一賃金を検討する際の4つのステップについてとり上げました。ぜひ、ご覧ください！



## | 1. ☞ お仕事カレンダー：2019年10月のお仕事カレンダー



10月のお仕事カレンダーを公開しました。今月は地域別最低賃金額の改定が行われます。大幅な引上げが予定されていますので、最低賃金を下回る従業員がいないかを確認するようにしましょう。↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

[http://www.alphaco.jp/monthly\\_work\\_5919.html](http://www.alphaco.jp/monthly_work_5919.html)



## | 2. ☞ 健康保険から支給される傷病手当金の概要



従業員が私傷病により会社を休むこととなり、その間、給与が支給されないときは、従業員にとってはその収入が途絶えるという問題が生じます。そのため、健康保険では働くことができず給料が支払われない期間に対して支給される傷病手当金という制度があります。

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5921.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5921.html)



## | 3. ☞ 重要性が増している定期健康診断の実施



健康経営という言葉を目にする機会が増えており、企業において従業員の健康への関心が高まっているように感じます。労働基準行政においても労働者の健康確保に力を入れており、労働基準監督署の調査に利用されます。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5920.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5920.html)



## | 4. ☞ 今年も大幅な引き上げとなる最低賃金



賃金については、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。↓このニュースの続きです！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5904.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5904.html)



## | 5. ◀ 旬の特集：同一労働同一賃金を検討する際の4つのステップ



2ヶ月に1回更新している「旬の特集」を更新しました。今回は、同一労働同一賃金を検討する際の4つのステップについてとり上げています。検討をする際、どのように進めたらよいのか流れを把握しておきましょう。↓旬の特集はこちらから！

[http://www.alphaco.jp/season\\_contents\\_5917.html](http://www.alphaco.jp/season_contents_5917.html)



## | 6. ◀ おすすめリーフ：パートタイム・有期雇用労働法が施行されます



今回のおすすめリーフレットは、「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」です。同一労働同一賃金を検討する際に、併せてご活用ください。

「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」を含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！⇒[http://www.alphaco.jp/leaflet\\_1.html](http://www.alphaco.jp/leaflet_1.html)



## | 7. ◀ 通勤災害と認められない通勤経路の逸脱・中断とその例外



従業員が通勤途上でケガ等をした場合には、通勤災害として労災保険から治療費等の給付を受けることができます。しかし、通勤の途中で寄り道や、通勤とは関係のない行為をした場合には、通勤災害とみなされない場合があります。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5897.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5897.html)

編 | 集 | 後 | 記 |



10月から消費税が10%になります。弊所の報酬も10月分請求書から消費税を10%とさせていただきます。10月作業分を当月中にお支払いいただく場合は、10月お支払い分から10%となります。業務対象月の翌月にお支払いいただいている場合は、11月にお振込みいただく分から10%となります。お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKEビル5階 TEL:03-6811-0570

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。